

森林環境税(仮称)と 森林環境譲与税(仮称)の創設

昨年末に決まった平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設が決まりました。森林環境譲与税(仮称)は平成31年度から自治体への譲与が開始されます。国民の皆様一人一人に森林を支えていただき、次世代に豊かな森林を引き継いでいくための仕組みであるこの森林環境税について、税創設を巡る経緯や税の仕組み・用途等について解説します。

手入れされた人工林

手入れの遅れた人工林

1 森林環境税を巡る経緯

地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源の確保については、これまで長期間にわたり、政府・与党での検討や、関係者による働きかけが続けられてきました。林野庁では、平成9年に採択され、平成17年2月に発効した「京都議定書」に基づき我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、森林吸収量の確保が必要となる間伐等を推進するため、平成17年度税制改正以降、森林吸収源対策のための財源となる税を要望してきました。

平成24年には、国において石油石炭税への上乗せとして「地球温暖化対策のための税」が創設されましたが、森林吸収源対策は使途に含まれなかったこと等を受け、改めて森林吸収源対策に関する財源の確保について早急に検討を行うため、平成26年に自由民主党に「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチーム」が設置されるなど、政府・与党を通じて検討が深められてきました。

また、森林を守るための財源の確保については、国の動きに先んじて地方団体から声が上げられており、特に平

成18年度以降は、多くの森林が所在する市町村を中心に結成された「全国森林環境税創設促進連盟」及び「促進議員連盟」により、森林環境税の創設に向けた運動が展開されてきました。

こうした中、平成27年の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の採択や、昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まり等も受け、平成29年度与党税制改正大綱において、「税の創設について平成30年度税制改正において結論を得る」とされたことを踏まえ、今年度、林野庁において、市町村が主体となった新たな森林整備の仕組みの検討を進めるとともに、総務省では地方財政審議会に検討会を設置し、具体的な制度設計の検討が進められました。

これらの検討と並行して、自民党のプロジェクトチーム等における議論が進められ、11月下旬以降に、与党税制調査会における議論が行われた結果、12月の税制改正大綱での「平成31年度からの税創設」との結論へと至りました。

2 森林環境税創設の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々

な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守ることにつながります。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっています。

今回の新たな税は、このような現状認識の下、

① パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、

② 森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村自らが管理を行う「新たな森林管理システム」を創設すること
を踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されることとなりました。

3 税の仕組み

森林環境税は、国民から税をいただく

く森林環境税（仮称）と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税（仮称）という2つの税から構成されます。

森林環境税（仮称）は、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村に徴収していただきます。税収については、市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入ります。個人住民税均等割の納税義務者が全国で約6千万人ですので、税の規模は約600億円となります。時期については、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが平成35年まで行われていること等を踏まえ、平成36年から課税することとされています。

森林環境譲与税（仮称）は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）します。森林環境譲与税（仮称）は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、後述する「新たな森林管理システム」の施行と合わせ、課税に先行して、平成31年度から開始されます。

譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入により対応することとし、譲与額を徐々に増加するように設定しつ

森林整備の様々な効果

適切に森林の整備・保全を行うことにより、森林の多面的な機能が発揮され、温室効果ガス削減の国際約束の達成に貢献するとともに、国民の安全で安心な暮らしを確保。

■ 森林整備の主な効果



林床に光が差し込むことにより下層植物が回復

自然災害への
抵抗力の向上



間伐により樹木の成長が促進

土壌浸食・
流出の防備



適切な森林整備

二酸化炭素の
吸収量増加

生物多様性の
保全



適切な伐採や広葉樹の導入等により針広混交林へ誘導

水源涵養
機能の向上



複層林化による多様な森づくり

つ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって償還することとされています。譲与額を段階的に増加させるのは、主体となる市町村の体制の整備や、所有者の意向確認等に一定の時間を要すると考えられることによるもので、平成31年度は200億円から開始することとされています。

4 税の使途・譲与基準等

(1) 使途

森林環境譲与税(仮称)の使途については、

- ① 間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための、
- ② 人材育成・担い手の確保
- ③ 木材利用の促進や普及啓発

に充てなければならないこととされています。また、都道府県は、これらの取組を行う市町村の支援等に充てなければならないこととされています。

すなわち、森林を抱える山間部の市町村においては、後述する新たな森林管理システムを活用し、これまで様々な課題等により手入れができていなかった森林における間伐・路網等の森林整備や、このための意向調査・境界画定、さらに森林整備を担う人材育成や担い手の確

保等の取組を推進していただくこととなります。また、森林が少ない都市部の市町村では、森林整備を支えるとともに森林・林業への理解促進にもつながる木材利用や普及啓発等の取組を進めていただくこととなります。

(2) 譲与基準等

市町村と都道府県の譲与割合は9:1となりますが、制度発足初期は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと考えられることから、経過措置として市町村・都道府県8:2でスタートし、市町村への譲与割合を徐々に高める、という設計となっています。

また、譲与基準は、5/10を私有林人工林面積で、2/10を林業就業者数で、3/10を人口で譲与することとされています。また、私有林人工林面積については、それぞれの市町村の林野率で面積を補正することとしています。これは、私有林の中でも条件不利な森林を反映するという考え方によるものです。林野率85%以上の市町村については1:5、75%以上の市町村については1:3を私有林人工林面積に乘じることとなります。

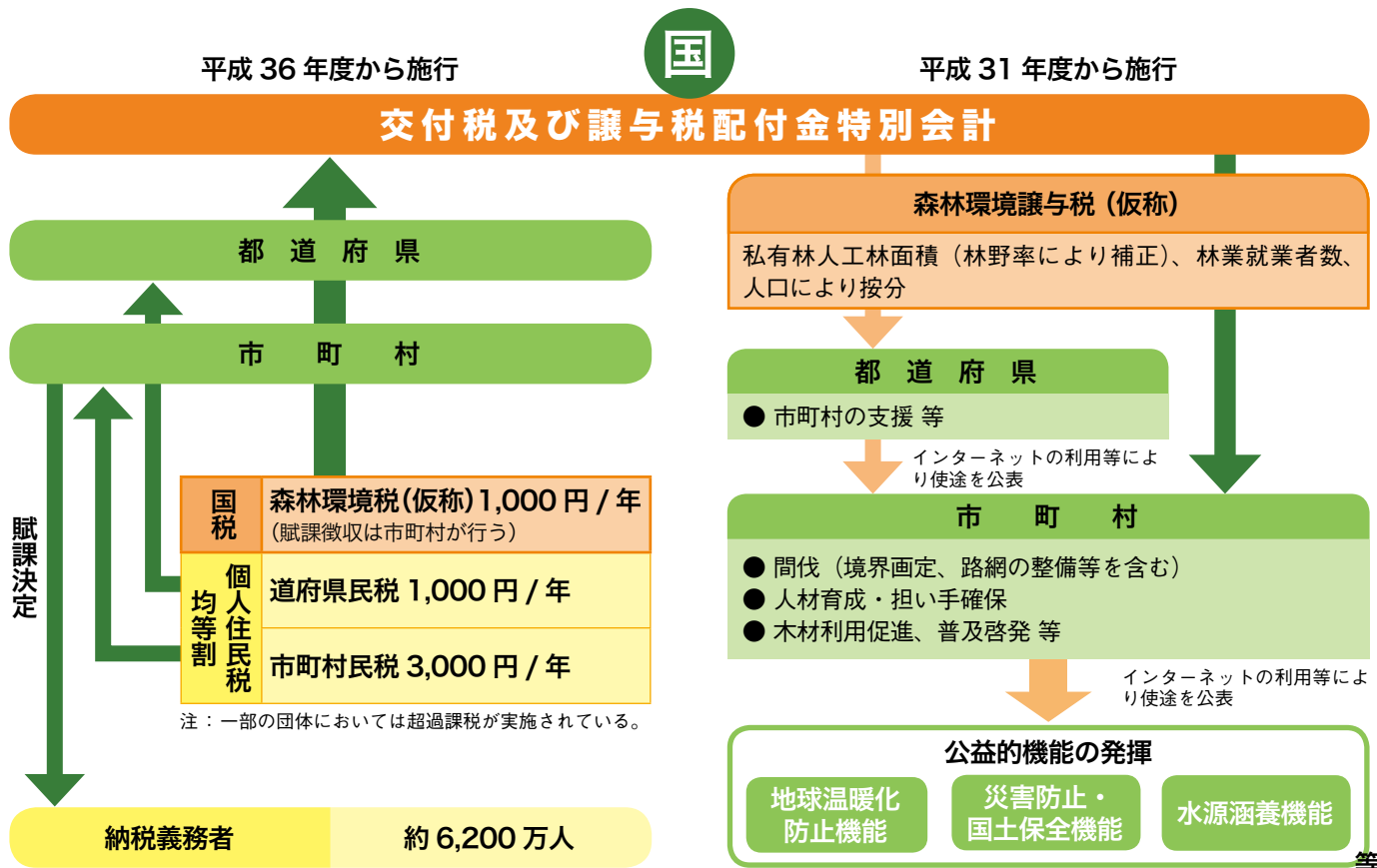
(3) 使途の公表

森林環境税は、都市・地方を通じて



森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



国民皆で森林を支える仕組みであることから、森林環境譲与税（仮称）を活用するに当たっては広く国民全体に対して説明責任を果たすことが求められます。このため、市町村等は森林環境譲与税（仮称）の用途を公表しなければならぬこととされています。

5 新たな森林管理システム

わが国の森林、特に人工林は、資源が充実し主伐期を迎えつつあります。一方で、森林現場には、森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況です。

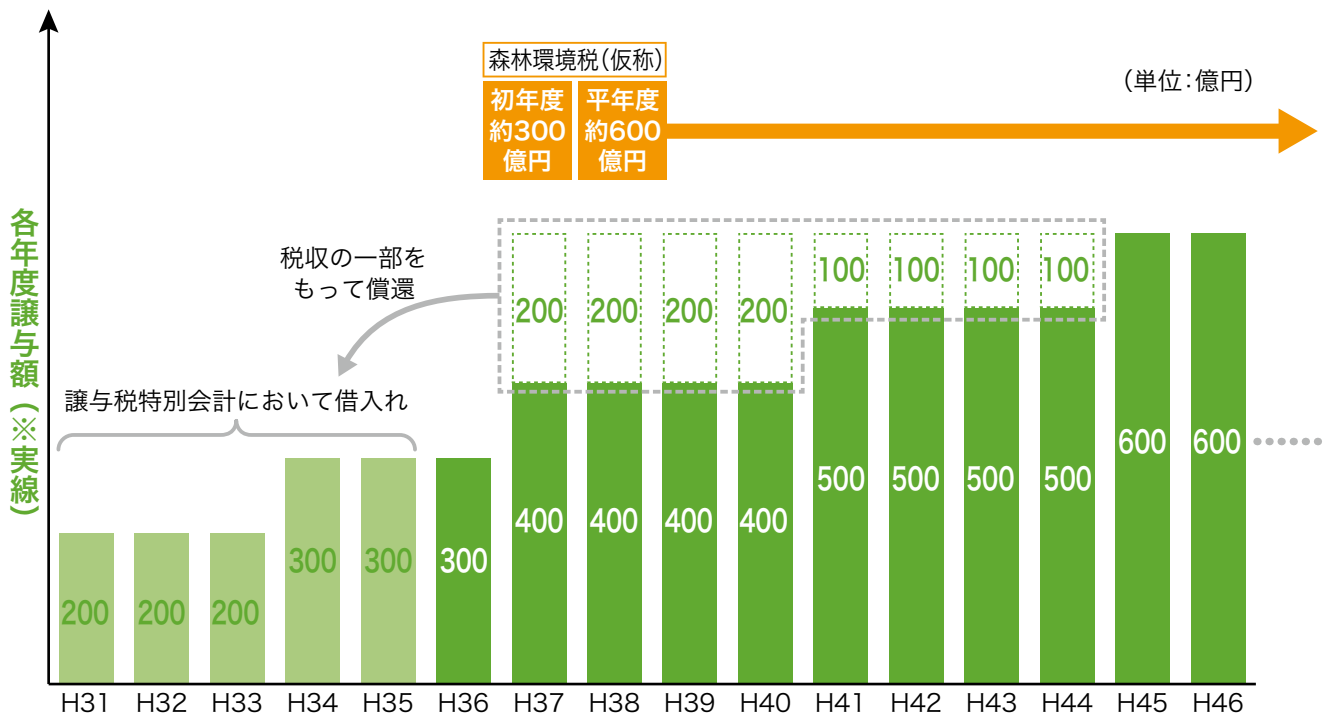
このため、林野庁においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「新たな森林管理システム」を創設することとしており、関連法案を今国会に提出し、平成31年4月からの施行を目指しています。森林環境税は、この新たな仕組みの創設を踏まえて創設されるものです。

新たな仕組みにおいては、
① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、



森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- ・ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- ・ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）
- ・ 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村： 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

市 町 村 分 — 50%：私有林人工林面積（※林野率による補正）
20%：林業就業者数
30%：人口
都道府県分 — 市町村と同じ基準

※ 税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収（約600億円程度）の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

② 森林所有者自らが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねていただき、

③ 経済ベースにのる森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、

④ 自然的条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行う

こととしています。

この仕組みの下で、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取組に必要な財源として、森林環境譲与税(仮称)の一部を充てることとしていくところです。

また、所有者不明森林が全国的に問題になっている中で、所有者が不明な場合でも市町村に委託ができることとするよう、仕組みを検討しています。

6 おわりに

森林環境税(仮称)は、地球温暖化防止や災害防止等を図るための地方の安定的な財源であり、全国の市町村等の皆様がこれを有効に活用することにより、各地域において、これまで手入れ

ができていなかった森林の整備が進むことを期待しています。また、森林があまりない都市部の市町村においても、森林整備を支える木材利用等の取組を進めていただくとともに、例えば山間部の市町村における水源の森づくりを共同で行ったり、都市部の住民が参加しての植林・育林活動を実施したりといった新たな都市・山村連携の取組も各地で生まれることを期待しています。

森林環境税により、森林整備に地域の安定的な財源が確保されることは、様々な森林の公益的機能の発揮を通じて地域住民や国民全体の安全・安心の確保につながるとともに、地域の安定的な雇用の創出など、地域活性化にも大きく寄与するものです。

一方で、森林環境税は、国民からの新たな負担をいただくものですので、譲与を受ける側には、税を活用して適正な森林整備等を行い、その成果を明らかにしていくことが求められます。国としても、引き続き国民の皆様への説明・理解促進に努めるとともに、主体となっていた市町村や、都道府県、林業事業者、森林所有者等と一体となって、地域の実情に応じた森林整備等が着実に進むよう取り組んでまいります。



新たな森林管理システム(案)の概要

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、以下の新たな森林管理の仕組みを措置。

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。

